

「鹿児島県工賃向上計画(令和3年度～令和5年度)」の概要

1 計画策定の趣旨

(1) 趣旨

障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労支援は重要であり、一般就労が困難な方については、就労継続支援事業所における工賃の向上に向けた支援が必要。

これまで、「鹿児島県工賃倍増計画」（平成19年度～平成23年度）及び「鹿児島県工賃向上計画」（平成24年度～平成26年度）、「鹿児島県工賃向上計画」（平成27年度～平成29年度）、「鹿児島県工賃向上計画」（平成30年度～平成32年度）を策定し、就労継続支援B型事業所で働く障害者の工賃の向上に取り組んできたところであるが、工賃向上に当たっては、継続的な取組が重要であることから、令和3年3月に国が示した「『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針」に基づき、「鹿児島県工賃向上計画（令和3年度～令和5年度）」を策定し、引き続き工賃向上に向けた取組を推進する。

(2) 計画の対象期間

令和3年度～令和5年度（3か年間）

(3) 計画の対象事業所

就労継続支援B型事業所

※一般就労が困難な障害者に対し働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業所

2 現状

(1) 就労継続支援B型事業所数（R2.4.1現在）

335か所（定員：6,995人）

(2) 平均工賃月額（R1実績）

16,762円（R1全国平均：16,369円）

3 実績と課題

(1) 前回の工賃向上計画における実績

平成30年度から令和2年度の取組の結果、全ての年度において実績額が目標工賃額を上回っており、工賃実績実績は毎年度着実に増加している。

[目標工賃と実績との比較]

| 区 分 | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|------------|------|---------|---------|---------|
| 月 額 | 目標工賃 | 15,933円 | 16,291円 | 16,658円 |
| | 実 績 | 16,437円 | 16,762円 | 17,470円 |
| | 差 額 | 504円 | 471円 | 812円 |
| ※ 時 間 額 | 目標工賃 | 円 | 円 | 円 |
| | 実 績 | 216円 | 225円 | 232円 |
| | 差 額 | 円 | 円 | 円 |

※前回の工賃向上計画においては、時間額の目標設定をしていない。

- (2) 工賃向上に係る今後の課題
- ・人材育成，意識改革（職員，利用者）
 - ・1年を通して安定した作業，収入の確保
 - ・商品の生産能力向上や販路拡大

4 目標工賃

平成30年度から令和2年度までの県内の平均工賃の伸び率を考慮し，目標工賃を設定。

| | 令和2年度 工賃基準額 | 令和3年度～令和5年度（目標） | | |
|-------|----------------|-----------------|--------|--------|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 工賃月額 | 17,470 | 17,926 | 18,394 | 18,874 |
| 工賃時間額 | 232 | 237 | 242 | 247 |

5 工賃向上に向けた方策

(1) 県の取組

これまでの工賃向上に向けた取組の中での課題等も踏まえ，今後，工賃水準の向上に向けて，次のようなことに取り組みます。

○ 工賃等向上支援

① 共同受注等の取組の促進

一般社団法人かごしま障がい者共同受注センターについて更なる周知を図り，共同受注の取組を促進します。

② 物品・サービスの情報提供体制の整備

県内の経済団体や行政機関などの関係者で組織する障害者就労施設活用促進協議会を開催し，民間企業に対する障害者就労施設等の啓発を行うとともに，更なる民需の掘り起こしや就労機会の拡大に向けた連絡・調整等を行います。

また，障害者就労施設等が提供する物品や役務等について，パンフレットの配布やホームページ等での紹介などにより，官公庁や民間企業等が活用しやすい情報を提供できる体制の整備を図ります。

③ 鹿児島障害者施設等活用促進協議会を活用した新たな受注・販路拡大の支援

鹿児島障害者施設等活用促進協議会の委員又は関係団体が主催するイベント等において，障害者就労施設等の提供する物品・役務等の周知・広報を行い，新たな受注・販路拡大の推進を図ります。

④ 事業所が策定した工賃向上計画（R3～R5）についての助言等

令和3年度の障害福祉サービス等報酬改定や新型コロナウイルス感染症等の影響により，事業所が策定した工賃向上計画（R3～R5）の見直し等が必要となる場合は，助言等を行います。

○ 優先調達の推進

① 障害者施設等からの優先調達の推進

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）に基づき、優先調達の推進に全庁的に取り組みます。

② 市町村における取組の協力要請

障害者優先調達推進法に基づき各市町村においても調達方針を策定し、障害者就労施設等からの物品等の調達に積極的に取り組むとともに、障害者の仕事の創出や障害者就労施設等の受注の機会の増大など、工賃向上に向けた取組が円滑に進むよう、自立支援協議会などの関係機関等と連携しながら、地域での更なる支援に努めるよう協力を要請します。

（取組例）

- ・市町村の広報紙に事業所への発注を促進する記事の掲載
- ・事業所への発注について、庁内へ周知文書を発出し、官公需の促進
- ・庁舎等を活用した授産製品販売スペースの提供

○ 農福連携の推進

① 農福連携推進上の課題解決のためのアドバイザーの派遣

県農政部と連携し、農業分野に進出している障害者就労施設等について、各施設における課題に応じ、その解決に向けたアドバイザーを派遣し、技術力の向上等を図ります。

② 農業参入塾・農福連携推進施設職員研修会の開催

企業等の農業参入は、地域農業の振興や雇用の創出など地域経済の活性化や農業の新たな担い手として期待されることから、農業参入に関心のある企業等や障害者就労施設等を対象に、農業の基礎的な技術や知識等の習得を目的とした「企業等農業参入塾」を開催します。

また、障害者就労施設職員が農福連携に対する認識を深め、農福連携に取り組む障害者就労施設等の増加を図り、利用者の工賃向上や就労の機会を増やすことを目的として「農福連携推進施設職員研修会」を開催します。

③ 農福連携による就労支援の取組の推進

農業に取り組む障害者就労施設等に対する技術支援や農福連携マルシェの開催など、農福連携による就労支援の取組を推進します。

また、共同受注センターにおいて、生産物の出荷先の確保に努め、農作物の共同生産、共同出荷のシステムを構築し、各施設等における農業経営基盤の確立や規模拡大を図ります。

○ 新型コロナウイルス感染症に係る障害者就労施設等への支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、受注作業や収入の減少等の問題を抱える障害者就労施設等からの相談に対し、共同受注コーディネーター等が問題解決に向けた支援を行います。

(2) 事業所に求められる取り組み

各障害者就労施設等では、これまでも工賃向上に取り組んできており、県の目標工賃を達成するなど着実に成果は上げていますが、障害のある人が自立した生活を送るためには、より一層の工賃向上を目指さなければなりません。

そのため、障害者就労施設等においては、事業所アンケート結果を踏まえると次のようなことに取り組む必要があると考えられます。

○ 職員及び利用者等の意識改革について

障害者就労施設等が策定した工賃向上計画の目標や取り組み内容について、職員間における理解の浸透や意識の共有化を図るとともに、利用者の就労意欲の向上や体調管理に努めるなど、事業所の関係者（管理者、職員、利用者、保護者等）が一体となって工賃向上に取り組む。

○ 安定かつ継続した請負作業等及び生産活動収入の確保について

取引先との信頼関係構築等による既存事業の拡充に加え、職員の営業力強化等による新たな取引先等の確保や新規事業への参入の検討、新たな施設外就労先の開拓など、季節や時期を問わない作業、収入の確保に取り組む。

○ 生産能力等の向上や販路拡大について

職員及び利用者の技術向上や、仕入れ材料等の見直しによる経費削減、環境整備等による生産能力の向上を図るとともに、消費者ニーズを踏まえた新商品の開発や営業等による販路開拓、SNS等を利用したPRなどにより、販路拡大等に